

豊中市民間保育所等整備費補助要綱

(目的)

第1条 豊中市は、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法及び豊中市子育て・子育て支援行動計画等に基づき、民間保育所、家庭的保育事業等及び認定こども園（以下「保育所等」という。）の整備拡充等を推進するため、保育所等を創設、増築または改築等の整備事業を行う運営法人に対し、豊中市民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の要件)

第2条 補助金は、次の各号に掲げるいずれかの交付金要綱等の規定による交付金等（以下「交付金」という。）の交付対象となった保育所等の運営法人に対して交付する。

- (1) こども家庭庁 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（以下「交付金要綱」という。）
- (2) こども家庭庁 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「保育対策要綱」という。）
- (3) 大阪府 大阪府安心こども基金特別対策事業費補助金（保育サービス等の充実）交付要綱（以下「基金要綱」という。）
- (4) 前各号に準じる交付金等の要綱等

2 前項の保育所等は、次の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 施設及び運営が、関係法令等に適合するものであること。
- (2) 施設の整備に要する財源措置及び土地・建物の確保が確実であり、かつ事業の効果が十分期待できるものであること。

(補助の対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、活用する交付金の交付要綱等に規定する対象経費（以下「対象経費」という。）とする。

(補助金額の算定)

第4条 市長は、予算の範囲内で、次のいずれかにより算定した額の範囲内の額を交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

- (1) 交付金要綱で定められた算定方法により算定した国負担額及び市町村負担額を合わせた額
- (2) 保育対策要綱で定められた基準額及び対象経費のいずれか少ない額に4分の3を乗

じた額

- (3) 基金要綱で定められた算定方法により算定した府負担額及び市町村負担額を合わせた額
- (4) 第2条第1項第4号の算定方法により算定された国負担額及び市町村負担額を合わせた額

(協議)

第5条 市長は、活用する交付金に係る保育所等整備協議を関係省庁等と行い、交付金の対象となったときは、当該保育所等の運営法人に対して、その旨を通知するものとする。

(交付の申込み)

第6条 前条の通知を受けた者は、規則第3条の規定による申込書(様式第1号)を、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 活用する交付金の要綱等に規定する交付の条件。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を豊中市に納付させる。
- (3) その他前条の決定に際し必要な条件。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び前条の条件を当該申込者に対し、決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更申込み)

第10条 補助金の交付決定後、申込者が申込みの内容を変更しようとする場合には、事前に第6条に定める申込手続に準じて行い市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 規則第10条の規定による実績報告書(様式第3号)の提出期限は、補助金の対象となる事業の完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31

日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要に応じ事業完了状況を実地に検査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 前条の通知を受けた者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の手続きについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 民間保育所整備費補助要綱（昭和51年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。

補助金等交付申込書

(宛先)
豊中市長 様

(申込者)
所在地
法人名
代表者職・氏名

豊中市補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

1. 補助事業等の名称：豊中市民間保育所等整備費補助金
2. 対象施設の名称：
3. 補助金申込額 円
4. 補助金申込額算出内訳書（別紙1のとおり）
5. 事業計画書（別紙2のとおり）

(添付書類)

- ①歳入歳出予算書
- ②別紙3 総事業費及び対象経費内訳書
- ③見積書（本体工事、実施設計、工事監理、物品売買など）の写し
- ④位置図・配置図
- ⑤施工前平面図（室名・面積を明記したもの）
- ⑥施工後平面図（室名・面積を明記したもの）
- ⑦工程表
- ⑧その他必要な書類

(様式第1号)

別紙1 豊中市民間保育所等整備費補助金申込額算出内訳書

(単位:円)

施設名	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	対象経費の実支 出(予定)額 (D)	選定額 (C・Dのいずれか 少ない額) (E)	基準額 (F)	補助基本額 (E・Fのいずれか 少ない額) (G)	補助額 (H)	補助金申込額 (I)
合計									

(注1) A欄には、対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。

(注2) D欄には、A欄のうち対象経費に係る実支出額を記入すること。

(注3) H欄には、補助基本額(G)に補助率を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を記入すること。

(様式第1号)

別紙2 事業計画書

施設種別			地域の余裕スペース活用						
			子育て支援拠点施設						
整備前・後の施設種別	整備前		⇒		整備後				
			⇒						
整備区分			建物の抵当権設定の有無						
施設名			設置主体						
所在地	(移転前)		(移転後)						
利用定員	区分・年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
	整備前	1号	/	/	/				
		2・3号							
	整備後	1号	/	/	/				
		2・3号							
	増減	1号	/	/	/				
		2・3号							
	整備前		増加定員		(うち工事に係る定員)		整備後		
	人		人		人		人		
	改築延床面積		㎡		既存施設の総延床面積		㎡		
※工事に係る定員数が算定できない場合(一部改築のみ) 定員＝総定員数×改築延床面積／既存施設の総延床面積									
用地状況	自己所有地	㎡		借地	㎡				
	土地取得費	円		借地料	円/月				
事業期間	工事請負契約予定年月日		年 月 日						
	着工予定年月日※1		年 月 日						
	竣工予定年月日※1		年 月 日						
	事業完了予定年月日※2		年 月 日						
	事業開始予定年月日		年 月 日						
	※1 解体・仮設工事期間を含む。 ※2 対象経費の設備納期を含む。								
資金計画	総事業費(土地取得費を除く)		円						
	市補助金		円						
	借入金		円		借入先 ()				
	寄付金		円						
	自己資金		円						

(様式第1号)

別紙3 総事業費及び対象経費内訳書

施設名	
-----	--

(単位:円)

項目	総事業費	対象経費	備考
本体工事費			別添、見積書のとおり
工事事務費(工事監理等)			別添、見積書のとおり
設計費			別添、見積書のとおり
解体工事費			別添、見積書のとおり
仮設工事費			別添、見積書のとおり
設備費			別添、見積書のとおり
賃貸料・礼金			別添、見積書のとおり
合計			

注1)総事業費には、見積・契約等の単位ごとの税込み総額を記載すること。

注2)対象経費には、総事業費のうち対象外経費を除いた額を記載すること。ただし、工事事務費は、本体工事費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度額とする。

注3)工事費(本体・解体・仮設)を1本で見積又は契約する場合は、「本体・解体・仮設工事費」にするなど適宜項目を加工して記載すること。

注4)項目ごとに見積又は契約書(写)を添付すること。

注5)1施設で複数の整備区分がある場合は、事業費等を按分して各々様式に記載すること。

補助金等交付決定通知書

様

豊中市長

年 月 日付けで申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則及び豊中市民間保育所等整備費補助要綱の規程に基づき通知します。

補助金等の名称	豊中市民間保育所等整備費補助金 (施設名：)
補助金交付決定額	金 千円

交付の条件

1. 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
2. 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
3. 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
4. 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
5. 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
6. 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
7. 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
8. 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
9. 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
10. この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

- 1 1. 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 1 2. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- 1 3. 事業完了後に消費税及び地方消費税法の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、市長に報告しなければならない。市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

様式第3号

補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先)
豊中市長 様

(申込者)
所在地
法人名
代表者職・氏名

年度豊中市民間保育所等整備費補助金の事業実績報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市補助金等交付規則第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 補助事業等の名称：豊中市民間保育所等整備費補助金
2. 対象施設の名称：
3. 補助金精算書（別紙1のとおり）
4. 事業実績報告書（別紙2のとおり）

(添付書類)

- ①歳入歳出決算（見込）書
- ②別紙3 総事業費及び対象経費内訳書
- ③契約書（本体工事、実施設計、工事監理、物品売買など）の写し
- ④事業完了が確認できる書類（工事完了届、建物引渡書、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証、納品書など）の写し
- ⑤位置図・配置図
- ⑥施工前平面図（室名・面積を明記したもの）
- ⑦施工後平面図（室名・面積を明記したもの）
- ⑧建物内外主要部分の写真
- ⑨その他必要な書類

(様式第3号)

別紙1 豊中市民間保育所等整備費補助金精算書

(単位:円)

施設名	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	対象経費の実支 出額 (D)	選定額 (C・Dのいずれか 少ない額) (E)	基準額 (F)	補助基本額 (E・Fのいずれか 少ない額) (G)	補助額 (H)	交付決定額 (I)	補助金選定額 (H・Iのいずれか 少ない額) (J)	補助金受入済額 (K)	差引額 (J-K) (L)
合計												

(注1) A欄には、対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。

(注2) D欄には、A欄のうち対象経費に係る実支出額を記入すること。

(注3) H欄には、補助基本額(G)に補助率を乗じた額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を記入すること。

(様式第3号)

別紙2 事業実績報告書

施設種別			地域の余裕スペース活用						
			子育て支援拠点施設						
整備前・後の施設種別	整備前		⇒		整備後				
			⇒						
整備区分			建物の抵当権設定の有無						
施設名			設置主体						
所在地	(移転前)		(移転後)						
利用定員	区分・年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
	整備前	1号	/	/	/				
		2・3号							
	整備後	1号	/	/	/				
		2・3号							
	増減	1号	/	/	/				
		2・3号							
	整備前		増加定員		(うち工事に係る定員)		整備後		
	人		人		人		人		
	改築延床面積		㎡		既存施設の総延床面積		㎡		
※工事に係る定員数が算定できない場合(一部改築のみ) $\text{定員} = \frac{\text{総定員数} \times \text{改築延床面積}}{\text{既存施設の総延床面積}}$									
用地状況	自己所有地	㎡		借地	㎡				
	土地取得費	円		借地料	円/月				
事業期間	工事請負契約年月日		年		月	日			
	着工年月日※1		年		月	日			
	竣工年月日※1		年		月	日			
	事業完了年月日※2		年		月	日			
	事業開始年月日		年		月	日			
	※1 解体・仮設工事期間を含む。 ※2 対象経費の設備納期を含む。								
資金内訳	総事業費(土地取得費を除く)		円						
	市補助金		円						
	借入金		円		借入先		()		
	寄付金		円						
	自己資金		円						

(様式第3号)

別紙3 総事業費及び対象経費内訳書

施設名	
-----	--

(単位:円)

項目	総事業費	対象経費	備考
本体工事費			別添、契約書のとおり
工事事務費(工事監理等)			別添、契約書のとおり
設計費			別添、契約書のとおり
解体工事費			別添、契約書のとおり
仮設工事費			別添、契約書のとおり
設備費			別添、契約書のとおり
賃貸料・礼金			別添、契約書のとおり
合計			

注1)総事業費には、契約等の単位ごとの税込み総額を記載すること。

注2)対象経費には、総事業費のうち対象外経費を除いた額を記載すること。ただし、工事事務費は、本体工事費(対象経費)の2.6%に相当する額を限度額とする。

注3)工事費(本体・解体・仮設)を1本で契約する場合は、「本体・解体・仮設工事費」にするなど適宜項目を加工して記載すること。

注4)項目ごとに契約書(写)等を添付すること。

注5)1施設で複数の整備区分がある場合は、事業費等を按分して各々様式に記載すること。